国交省、日建連ら

民間請負契約約款

利用促進へリーフレット

意義や趣旨、ポイント記載

国土交通省と日本建設業連合会（日建連、宮本洋一会長）、全国建設業協会（全建、今井雅則会長）、全国中小建設業協会（全中建、河崎茂会長）の4者は、民間建設工事標準請負契約約款の利用促進に向けリーフレットを作成した＝**画像は表紙**（日建連提供）。民間請負契約約款の意義や趣旨などのポイントを簡潔に記載。第3次担い手3法の全面施行を受けて2025年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要を整理しまとめた。建設工事を発注する民間事業者や施主に対して周知していく。

リーフレットは中央建設業審議会（中建審）が作成・勧告する「民間建設工事標準請負契約約款」や民間建築工事の関係団体でつくる「民間（七会）連合協定工事請負契約約款」の利用促進が課題になっており、具体的な取り組みとして作成した。20日付で会員各社に通知した。

ポイントと改正内容

建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様へ

民間請負契約約款を是非ご活用いただけますようお願いいたします。

請負契約が一方当事者に過度な義務や負担を負わせたものとならないように、国土交通省の定める発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインでは、民間請負契約約款※に沿った内容の契約書による契約締結が基本とされています。

上記ガイドラインでは、民間請負契約約款を修正して相手に過大な負担を負わせるような片務的な内容で契約することは、建設業法に違反する可能性があり、厳に慎むべきとされています。

建設工事の請負契約を締結する際は、民間請負契約約款に沿って契約していただけますようお願いいたします。

※民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準請負契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間(七会)連合協定工事請負契約約款等）

民間請負契約約款のポイント

①契約当事者の対等性確保

②紛争の未然防止・解決

③法令違反の防止

①対等性確保	民間建設工事標準請負契約約款は、学識経験者や、発注者・受注者それぞれの代表者で構成される中央建設業審議会が公正中立な立場で作成し、発注者・受注者双方の関係者に実施を勧告したものです。これに沿った標準的な約款を含め、当事者の対等性が確保された内容となっています。
②紛争未然防止等	当事者間のリスク分担や権利義務等のルールがあらかじめ明確にされており、紛争の未然防止に役立ちます。また、当事者間に紛争が生じた場合の解決方法についても定めています。
③法令違反防止	建設業法が定める請負契約書の法定記載事項が、もれなくカバーされています。また、法令上の禁止事項等も規定されているため、法令遵守にも資するものです。

民間請負契約約款は、令和7年12月12日に改正されました。詳細は裏面へ

国土交通省　日本建設業連合会　全国建設業協会　全国中小建設業協会

国交省が25年10月に公表した調査結果では、民間建設工事標準請負契約約款によらない独自の契約書が使用されている割合は発注者で約52・9％、受注者が約23・9％となっている。民間請負契約約款の活用は十分と言えない状況。日建連はこれまで「発注者が独自の契約書を使っていること」「約款を形式的に使っていても受注者に不利な形になる修正や都合の悪いところを削られ約款をそのままの形では使われていないこと」などと国に訴え、対応を求めてきた。

リーフレットの活用として、各社の営業担当社員などが見積もり前や協議中の案件で発注者に周知していく。ただ、大手のデベロッパーなどは会社ごとに決まった形式があることも少なくない。宮本会長は「個社だけの話では聞いてくれない。リーフレットを作って周知することで、1社ではなく業界全体の話と理解してもらえる」と狙いを説明する。

3月以降に各社から、民間請負契約約款の活用に向けた取り組み方針を報告してもらう。毎年6月、会員企業に約款の利用状況の調査も予定する。会員の取り組みを定期的にフォローアップし、結果を踏まえさらなる取り組みを検討する。